

入札説明書

宮崎南警察署が行う被留置者用給食の供給に係る一般競争入札については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該説明書について疑義があるときは、下記11に記載された者に説明を求めることができる。ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和7年3月14日

2 競争入札に付する事項

- | | |
|----------------|---------------------------------|
| (1) 納入物品及び予想数量 | 被留置者用給食 朝3,432食 昼3,384食 夜3,384食 |
| (2) 納入物品の特質等 | 別添仕様書による。 |
| (3) 契約期間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |
| (4) 納入場所 | 宮崎南警察署
宮崎市大字恒久878-1 |

3 競争入札に参加する者に必要な資格要件

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づき競争入札参加資格者名簿において、業種が物品に関する業種で、営業種目が百貨・日用品類（食品）の者であること、または、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目の内容が食事・給食の者であること。
ただし、同要綱に基づく指名停止期間の決定を受けている者でないこと。
- (2) 納入する物品の仕様を満たし、当該物品を確実に納入できると認められる者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。
- (5) 経営者等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配

し若しくは利用していると認められる者でないこと。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

〒880-0916 宮崎市大字恒久 8 7 8 - 1

宮崎南警察署会計課 電話番号 0985-50-0110

(2) 期間

令和 7 年 3 月 14 日（金）から令和 7 年 3 月 24 日（月）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

宮崎南警察署会計課

(2) 提出期限

令和 7 年 3 月 25 日（火）午後 5 時

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵便にあっては書留郵便に限る）

6 開札の場所及び日時

(1) 場所

宮崎南警察署 講堂

(2) 日時

令和 7 年 3 月 26 日（水）午前 10 時

7 入札の方法

(1) 入札に参加する者は、別紙様式 1 による入札書を提出しなければならない。

(2) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式 2 による委任状を提出するほか、入札書に競争入札参加者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。

(3) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載しなければならない。

(4) 競争入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正できない。

(5) 開札した場合において落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

(6) 競争入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、入札の執行を延期し又は取り消す。

(7) 入札金額は、輸送費等納入に要する一切の諸経費を含めて調達 1 食当たりの単価を見積もること。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか

を問わず、入札書には消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記載すること。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。納付の方法は現金又は銀行保証小切手とし、納付の期日は開札の時までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間に国若しくは地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

9 入札の無効に関する事項

次の入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

10 再度入札

再度入札の回数は、1回とする。

なお、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することはできない。

- (1) 初度入札に参加しなかった者
- (2) 初度入札に参加したが入札をしなかった者
- (3) 連合その他不正の行為があった入札をした者

11 落札者の決定方法

- (1) 単価が予定価格以内で、かつ、推定総金額が最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 単価が予定価格以内で、落札となるべき推定総金額が同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときには、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

〒880-0916 宮崎市大字恒久878-1

宮崎南警察署会計課 電話番号 0985-50-0110

13 その他

- (1) この競争入札は、当該業務に係る令和7年度宮崎県一般会計予算の成立を条件とする。
- (2) その競争入札の落札者は、発注者の指示により令和7年4月1日付けで契約を結ばなければならない。
- (3) この説明書に定めのない事項については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）による。

仕 様 書

1 納入物品

宮崎南警察署被留置者用給食

2 納入場所

宮崎市大字恒久 8 7 8 番地 1

宮崎南警察署留置事務室

3 納入仕様

- (1) 毎食の支給食事の量や献立、栄養価のバランスに偏りのないよう配意し、一定のカロリーの確保、調理場の器具、食器等の清潔の保持、従業員の健康管理等に問題がないこと。
- (2) カロリーについては、1 人 1 日当たり 2,300kcal（主食 1,265kcal、副食 1,035kcal）を目安とし、その検査のために年に数回、ある特定の 1 日における 3 食全ての献立（使用食材及びその分量を記録したもの）の提出に応じること。
- (3) 年間休みなく、被留置者の給食支給時間（概ね 07:20、11:40、16:40）の 30 分前までに提供が可能であること。
- (4) 提供時間の概ね 1 時間 30 分前までの注文数の増減に対応可能であること（著しい注文数の増減については除く）。
- (5) 健康上、宗教上の理由（アレルギー食、肉類除去食等）に応じられること。
- (6) 支給食事に使用する容器及び箸については当署において準備した物を貸し出すものとする。ただし、献立の内容に応じ、スプーン等が必要な場合は業者において用意するものとする。
- (7) 当署からの要請により、翌日の朝食支給時間前に出発する者の朝食分として、再調理不要の食事を前日の夕食支給時間までに提供できること。また、当署からの要請により、昼食分の携行食を当日の朝食支給時間までに提供できること。
- (8) 受注者側の都合により、やむを得ず給食を納入できない場合は、事前に甲に連絡し了承を得ること。
- (9) (3) の被留置者の給食支給時間よりも早期に給食を納品する場合は、事前に当署と協議し、受注者の費用負担により冷凍庫や保温庫を設置する等、食中毒等の衛生管理対策措置に努めること。